		での規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項の規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 リ　その他金融庁長官が必要と認める措置
レバレッジ第二区分の二	連結レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令
レバレッジ第三区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	業務の全部又は一部の停止の命令

［3～5　略］

6　第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する単体資本バッファー比率及び第十一項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十一項から第十三項まで及び第十七項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

7　第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する単体自己資本比率及び第十一項に規定する単体レバレッジ比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

［8～10　略］

11　第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第六項に規定する単体自己資本比率及び第七項に規定する単体資本バッファー比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

12　第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する連結資本バッファー比率及び第十七項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13　第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己資本比率及び第十七項に規定する連結レバレッジ比率を除く。）であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

14　［略］

［3～5　同上］

6　第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する単体資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十一項及び第十二項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

7　第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

［8～10　同上］

［項を加える。］

11　第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する連結資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

12　第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13　［同上］